

## 災害時における電動車両等によるボランティア支援に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）、飛鳥交通ニュータウン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における電動車両等による給電支援に関し次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、多摩市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等のボランティア支援について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

### （電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対してボランティア支援に用いる電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般乗用旅客自動車の用に供する電気自動車
- (2) 自動車からの外部給電に必要な機器

### （ボランティア支援の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が管理運用する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）によるボランティア支援を必要とする場合は、乙に対し電話等により当該ボランティア支援に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、ボランティア支援することが可能な電動車両等を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等のボランティア支援について要請書（第1号様式）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が管理運用する電動車両等を甲に優先的にボランティア支援するよう努めるものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が管理運用する電動車両等をボランティア支援することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両によるボランティア運用等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲にボランティア支援する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対してボランティア支援を目的とする給電を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等による支援を行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(ボランティア支援期間)

第5条 電動車両等のボランティア支援期間は、電動車両等による支援開始日から起算して最大5日間とする。ただし、ボランティア支援期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の入れ替え)

第6条 乙が甲にボランティア支援する電動車両等の入れ替え等については、充電状態や充電環境を考慮し、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 ボランティア支援期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 ボランティア支援期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等のボランティア支援に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険又は交通共済保険に加入するものとし、事故が発生した場合は乙の加入している保険等の適用を受けるものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、ボランティア支援を受けた電動車両等による給電については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、多摩市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、速やかに乙に連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 電動車両等の管理運用は乙が行うこととするが、甲はボランティア支援された電動車両等による給電状況、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、担当部署名簿（第 3 号様式）を作成し相互に確認するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、ボランティア支援された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。
- 3 甲はボランティア支援期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙と連携し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、その後も同様の扱いとするが、3 年間以降については、乙は協定有効期間中であっても 2 月前までに甲に申し出ることによって協定を解約することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 5 月 1 日

甲 東京都多摩市関戸 6 丁目 1 2 番地 1  
多摩市  
多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都多摩市南野一丁目 4 番地 1  
飛鳥交通ニュータウン株式会社  
代表取締役 川野 繁

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

災害時における電動車両等の支援要請書

飛鳥交通ニュータウン株式会社

代表取締役 様

多摩市長

災害時における電動車両等の支援に関する多摩市と飛鳥交通ニュータウン株式会社との協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
給電支援要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 日産リーフ 数量
支援場所	住所
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

災害時における電動車両等による支援報告書

多摩市長

様

飛鳥交通ニュータウン株式会社

代表取締役

災害時における電動車両等の支援に関する多摩市と飛鳥交通ニュータウン株式会社との協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 日産リーフ 数量
支援場所	住所
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

第 3 号様式(第 1 3 条関係)

連絡担当部署名簿

【多摩市】

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【飛鳥交通ニュータウン株式会社】

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい